

○男鹿地区消防一部事務組合指揮隊運用要綱

令和2年4月1日

訓令第5号

改正 令和3年6月1日

消本訓令第6号

(目的)

第1条 この訓令は、災害現場における災害実態及び被害状況の把握を迅速に行い、部隊を効果的かつ安全に活動させるため総合的な統括を行う指揮隊の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(配置)

第2条 男鹿地区消防署本署に指揮隊を置くものとする。

(編成)

第3条 指揮隊は、指揮隊長及び指揮隊員の1隊3名以上で編成するものとする。

2 指揮隊長は、消防司令以上の階級にある者をもって充てるものとする。

3 指揮隊を構成する指揮隊員は、指揮担当員及び情報担当員とし、所要の消防職員をもって充てるものとする。

(運用基準)

第4条 指揮隊は、管内における火災、救助及び特異・特殊な事案に対する消防活動等について、現場活動の統括指揮に当たるものとする。また、多数の死者及び傷病者を伴う救急活動についても同様とする。

2 指揮隊は、前項に規定する事案以外に統括指揮を執る必要があると認めるときは、指揮隊長の判断で出場することが出来るものとする。

(任務)

第5条 指揮隊の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指揮隊長

- ア 災害及び被害状況の把握
- イ 活動方針の決定
- ウ 出動各隊への下命
- エ 警察、消防団等の関係機関との連携
- オ 報道対応
- カ 現場全域の安全管理
- キ その他必要事項

(2) 指揮担当員（隊員）

- ア 現場指揮本部の開設及び運営
- イ 出動各隊への指示伝達
- ウ 危険因子の分析と把握
- エ 現場広報

(3) 情報担当員（機関員）

- ア 災害及び被害状況の調査
- イ 関係者から聴取
- ウ 写真撮影等の記録、整理
- エ 通信指令課等への状況報告

(現場指揮本部の設置等)

第6条 指揮隊長は第4条の規定に基づき災害現場における情報の収集、分析及び効率的な消防活動の指揮、統制、管理等を行うため現場指揮本部を設置するものとする。ただし、災害が小規模である場合又は消防活動等が短時間に終了すると見込まれる場合で、現場指揮本部を設置する必要がないと判断したときは、この限りでない。

2 指揮隊長は必要と認められる場合、現場指揮本部に消防団長及び関係機

関等を参画させることができる。

- 3 現場指揮本部の無線呼称を「現場指揮」とする。
- 4 現場指揮本部の解散は、指揮隊長が災害現場の状況判断に基づいて行うものとする。

(指揮権)

第7条 指揮隊長は、指揮権を明確にするため出動部隊及び通信指令課に対し「指揮宣言」を行うものとする。

- 2 指揮権は、指揮宣言をもって移行するものとし、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 災害現場へ上位の指揮者が到着した場合、災害の状況等により上位者自ら指揮を執る必要があると認めるときは、指揮宣言を行うことで指揮権が移行するものとする。
 - (2) 指揮隊長は、前号の指揮体制に移行した場合であっても、現場指揮本部の中核として任務を遂行するものとする。
 - (3) 指揮権を移行する者は、速やかに現場の状況、移行までの間にとった措置、その他指揮の行使のために必要な事項を指揮隊長となる者に報告又は伝達しなければならない。
 - (4) 災害現場へ上位の指揮者が到着した場合、上位者に指揮権が自動的に移行するものではなく、上位者の指揮宣言をする意思表示がない限り現場指揮者の権限は発生しないものとする。
- 3 消防長、消防署長は、原則として次の各号により災害現場へ出場するものとする。
 - (1) 消防長は、特命出場で特に必要と認めるもの。
 - (2) 消防署長は、第2出場以上のもの。
 - (3) 前号以外の消防署長の出場は、消防長の命による。

(指揮代行)

第8条 先着隊長は現場到着後、指揮隊が到着するまでの間、「指揮代行」を宣言し現場指揮を執るものとし、指揮隊長到着後は指揮隊長へ災害状況及びその活動概要を速やかに報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。